

# 災害事例及び措置情報

| 番号 | 管内 | 県名  | 発生年月日                   | 鉱種  | 鉱山労働者数<br>A: 9人以下<br>B: 10~49人<br>C: 50~99人<br>D: 100人以上 | 災害事由                  | 罹災者数(人) |           |           |    | 原因となった装置・施設等 | ハザード(危険の内容)        | 災害概況                   | リスクマネジメント実施状況<br>(発生前)   | 原因  | 対策  | 詳細情報  |                         |
|----|----|-----|-------------------------|-----|--|-----------------------|---------|-----------|-----------|----|--------------|--------------------|------------------------|--|---|---|---|-------------------------|
|    |    |     |                         |     |  |                       | 死亡      | 重傷        |           | 軽傷 |              |                    |                        |  |   |   |   | 計                       |
|    |    |     |                         |     |  |                       |         | 4週間<br>以上 | 4週間<br>未満 |    |              |                    |                        |  |   |   |   |                         |
| 1  | 近畿 | 滋賀県 | 平成21年<br>9月2日<br>11:30頃 | 石灰石 | B  | 墜落                    |         | 1         |           |    | 1            | 油圧ショベル             | 油圧ショベルからの降車            | <p>鉱山内の採掘切羽において、原石をバックホウを使用してダンプトラックに積み込む作業を行っていたK作業員が、昼休憩を取るために、バックホウの上部旋回体の向きを下部走行体に対して約30度の角度の状態で停止させ、降車しようとした。</p> <p>K作業員は、降車する際にキャビンから履帯(高さ1.1m)に移り、履帯の先端部分から体を後ろ向きにして降りるために方向転換しようとしたところ、バランスを崩し履帯の内側に墜落した。着地した際、右足膝下が足元にあった碎石に当たり罹災した。</p> | <p>車両系鉱山機械の使用終了時の措置について、リスクアセスメントを実施し保安規程に定めていたが、当該バックホウについては高低差もあまり無いため、本件災害の原因に係るリスクは抽出していなかった。</p>                       | <p>本人の注意不足により、履帯上でバランスを崩して墜落し、墜落した際に右膝下を碎石に打ち付けた。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>車両系鉱山機械等からの昇降について現況調査の実施</li> <li>車両系鉱山機械に係る再教育の実施</li> <li>日常の保安活動において、保安意識の高揚を図る</li> <li>KY活動の強化</li> <li>現況調査結果を踏まえた保安規程の見直し</li> </ul>                    | <a href="#">概要図21-1</a> |
| 2  | 近畿 | 京都府 | 平成21年<br>10月8日<br>9:10頃 | けい石 | C  | 運搬装置<br>(車両系<br>鉱山機械) |         | 2         |           |    | 2            | フォークリフト<br>タイヤショベル | フォークリフトと<br>タイヤショベルの衝突 | <p>袋詰製品を運搬していたA作業員が運転するフォークリフトと、バラ積製品の規格外品を運搬していたB作業員が運転するタイヤショベルとが衝突した。</p> <p>フォークリフトを運転していたA作業員は、車外に投げ出されたため、タイヤショベルを運転していたB作業員がタイヤショベルを降りて駆け寄り救助しようとしたところ、旋回しながら自走してきたフォークリフトに両者が巻き込まれ、下敷きになり罹災した。</p>   | <p>鉱山道路については、リスクアセスメントを行い、必要に応じて安全対策を講ずるよう保安規程に定めていたが、災害発生箇所については、ヒヤリハット等による報告もなく危険認識がなかったため、本災害の原因に係るリスクの抽出は行われていなかった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>A、B両運転手の前方・左右の安全確認不足。</li> <li>狭い通路で大きなタイヤショベルを使用した。</li> <li>B作業員が周囲の安全を確認せず罹災者の救助にあたった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生箇所に停止線等を表示するとともに、「徐行」「一旦停止」「左右の確認」「指差呼称」の掲示を行う。</li> <li>当該箇所におけるタイヤショベルの運搬を禁止する。</li> <li>フォークリフトにバトライトを設置する。</li> <li>現況調査の結果を踏まえ、保安規程を見直しする。</li> </ul> | <a href="#">概要図21-2</a> |